第二十五条の四第二項中「第二十条の二第十四項第五号」を「第二十条の二第十五項第五号」に改め、同条第三項中「第二十条の二第十四項第二号」を「第二十条の二第十五項第二号」に改め、同条第九項中「応じ」を「応じ」に改める。

第二十五条の八第五項中「の間に」を削り、「の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。次項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係（同条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改め、同条第六項中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改め、同条第十二項中「租税特別措置法施行令」の下に「（昭和三十二年政令第四十三号）」を加える。

第二十五条の九第十四項及び第十五項を削る。

第二十五条の十の二第一項及び第五項中「この条から」を削り、同条第六項中「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、同条第九項第三号中「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十八号」に改め、同条第十項中「この項から」を削り、同条第十四項第七号中「の株式（出資を含む。第十号及び第二十号から第二十二号までを除き、以下この項において同じ。）」を削り、「間に同条第三項第一号」を「間に同項第一号」に、「の株式（以下」を「（以下」に、「合併親法人」を「いずれか一方」を「うちいずれか一の法人の株式（出資を含む。第十号及び第二十号から第二十二号までを除き、以下この項において同じ。）」に、「合併親法人株式及び」を「合併親法人の株式（以下この号及び第十八号において「合併親法人株式」という。）及び」に改め、同項第九号中「）の株式又は」を「）又は」に、「の株式（以下」を「（以下」に、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人」に、「いずれか一方」を「うちいずれか一の法人の株式」に、「分割承継親法人株式で」を「分割承継親法人の株式（以下この号及び第十九号において「分割承継親法人株式」という。）で」に改め、同項第十二号イ中「（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債の転換権を含む。）」を削り、同号ニ中「から第四号まで」を「又は第二号」に改め、同項第十八号中「の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方」を「又は分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式」に改め、同項第十九号中「の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方」を「又は分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式」に改め、同項第二十五号中「の営業所」を削り、同項第二十九号を同項第三十号とし、同項第二十八号を同項第二十九号とし、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十六号ハ中「同条第十八項」を「同条第二十項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が発行法人等（上場株式等の発行法人及び当該発行法人と密接な関係を有する法人として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に対して役務の提供をした場合において、これらの者が当該役務の提供の対価として当該発行法人等から取得する当該上場株式等で、当該役務の提供の対価としてこれらの者に生ずる債権の給付と引換えにこれらの者に交付されるもの（これらの者に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の上場株式等を含む。）の全てを、その取得の時に、これらの者の特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの

第二十五条の十の二第十九項中「この項から」を削る。

第二十五条の十の九第五項中「同項第二十六号イ」を「同項第二十七号イ」に改める。

第二十五条の十の十第六項中「第四条の六の二第二十三項」を「第四条の六の二第二十四項」に改め、同条第七項中「当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面」を「法第三十七条の十一の三第九項本文の規定による提供を受けた当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの」に改める。

第二十五条の十一の二第二十項中「第四条の二第十項及び第十一項」を「第四条の二第九項及び」に改め、「並びに第二十五条の九第十五項」を削り、同項の表第十一条第二項の項中「第二百二十一条の六」を「第二百十九条」に改め、同表第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百四条第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項の項中「第二百五条、」を「第二百五条並びに」に改め、「、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項」を削り、同表第二百二十一条の六第一項及び第二百二十二条第二項の項中「第二百二十二条第二項」に改め、同表第二百二十二条第五項の項を削る。

第二十五条の十二第八項中「及び第三号」を削り、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

第二十五条の十二の二第十二項中「この項から」を削り、同条第二十四項中「及び第二十五条の九第十五項」を削り、同項の表第十一条第二項の項中「第二百二十一条の六」を「第二百十九条」に改め、同表第百七十九条第一項第二号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項の項中「第二百五条、」を「第二百五条並びに」に改め、「、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項」を削り、同表第二百二十二条第二項の項中「第二百二十一条の六第一項」を「第二百十九条」に、「第二百二十一条の三第二項、」を「第二百二十一条の三第二項並びに」に改め、「、第二百二十一条の六第一項及び」を削り、同表第二百二十二条第五項の項を削る。

第二十五条の十三第一項中「この条」の下に「、次条第二項」を加え、同条第二項中「第二十五条の十二の三」を「前条」に改め、同条第五項中「二十歳」を「十八歳」に、「第二十五条の十三の六まで」を「第二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六」に改め、同項第一号中「第二十六項、第二十七項及び」を「第二十八項及び第二十九項並びに」に、「第二十七項まで」を「第三十二項まで」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　法第三十七条の十四第五項第二号に規定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。

一　法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書をいう。次号、第十六項及び第十七項並びに次条第七項において同じ。）の提出をした者が出国（法第三十七条の十四第二十七項に規定する出国をいう。同号、第十六項及び第十七項並びに次条第七項及び第二十五条の十三の八において同じ。）をした日からその者に係る帰国届出書（法第三十七条の十四第二十九項に規定する帰国届出書をいう。以下第二十五条の十三の三まで及び第二十五条の十三の六第五項において同じ。）の提出（法第三十七条の十四第二十九項に規定する提出をいう。以下この条及び次条第七項において同じ。）があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて法第三十七条の十四第五項第二号イ⑴に掲げるもの

二　法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に同条第五項第二号イ⑵又はロの移管により受入れをしようとした同号イ⑵又はロに掲げる上場株式等

三　法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等